「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

2006/1/1914:28

該当法令	制度の現状	措置の	措置の	措置の概要（対応策）	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	管理コード	所管省庁	要望事項（事項名）	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化	要望主体名	要望事項最長	要望種別（規制	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他（特記事項）
－	－	e	－	日本語の平仮名表記及び平仮名出版事業について、規制は存在しませんので、実施可能であると考えます。		－			－	z12001	文部科学省	「にほんごの ひらがな ひょぉき」	5006	5006001			「「ひらがな しゅっぱん」なだよし ふみのぶ	1	A	「にほんごの ひらがな ひょぉき」	1 にほんご の ひらがな ひょぉき を あらためて いただきたい。　2 よぉじ が ひとり で こてん ぐぉ の ぶんがく さくひん に せっする こと ができる よぉに こてん ぶんがく の ひらがなか しゅっぱん じぎょぉ を あらためて いただきたい。　3 にほんご の ひらがな ひょぉき による にほんご の こくさいか を はかる ため の しゅっぱん じぎょぉ を あらためて いただきたい。	1 さき の しゅし に よる こてん の ほんやくか および しゅっぱん じぎょぉ を きどぉ に のせる。 2 よゆう が あれば しゅっぱん した ほん を とじょかん ぐぉ に きぞぉ する。	1 「にほんご を ひらがな で かきあらわす」つうじょぉ「にほんご の ひらがな ひょぉき」を あらためて いただきたい。　2 ほんらい の にほんご わ ひらがなが き もっとも てきして いる。　3 にほんご に ひらがな が よく にあう。	「わかやま ぼくすあ かしゅう」 いちぶ(3べぇじ) みほん を ていしゅつ します。
教育職員免許法第５条第１項	我が国の教員養成は、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた多様な人材を広く教育界に求めることを目的としており、基本的に教員養成の教育は大学で行うことになっている。この「大学」とは（広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究」する学校教育法第５３条に定められた「大学」である。	D	Ⅰ	大学校卒業後、大学評価・学位授与機構の審査により学士の学位を取得した者については、教育職員免許法で定められた単位を修得することにより、個別に教員免許状を取得することは可能です。しかしながら、教育職員免許法は、単位の修得については、大学において修得することを規定しており、この「大学」とは学校教育法に定める大学であることから、大学校に対し、教員免許状取得のための教育機関としての認定を行うことは法律上できません。		（1）教育職員検定認定を大学校の学生時代に認定資格をとれる道を検討することを御願いします。併せて、大学校の学生たちにも適用の制度の検討を御願いします。また、大学校の教員免許については、本校の水産大学校については、水産教員免許（課程）を認め、水産高校への教員（教科；理科・水産）を認める方策等を検討願います。 （2）今後は教員免許については、中立・公平な第３機関において、認定する事の検討を御願いします。 以上を踏まえ、当方は教育職員免許法の改正を求めているのであり、具体的な対応策を改めて検討されたい。また、法改正による弊害等があればそれについても具体的に示されたい。	d	Ⅰ	（1）学校教育法における大学とは「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ことを目的としております。我が国の教員養成は「大学における教員養成」を原則としており、このことは、学校教育法に定める大学が、幅広い教養と専門性を培う教育機関であることに着目して、教員として求められる資質能力を身に付けさせるに足る養成機関であるとの考えに立つものです。 　他方、水産大学校等の各省大学校は、国の特定機関の職員の養成を行うなど、特定の行政目的のための教育訓練等を行う機関として設置されるものであり、大学とは、その趣旨・目的・使命を異にするものです。 　これらを踏まえれば、教育職員免許法に定める「大学」に水産大学校等の各省大学校を含めることができるかどうかについての検討に加え、各省大学校が、教職課程の認定を受けるためには、その設置目的（業務内容等）に照らして、教員養成を行う機関として適切か否かについての検討も必要となってくると思われます。 　なお、学校教育の多様化・活性化を図るために、教員免許状未取得者に対し、個人の資質能力に着目して免許状を授与する特別免許状制度が整備されており、水産大学校卒業後に、当該制度を活用し、個別に教員免許状を取得することは可能です。 （2）また、教員として求められる必要な資質能力を保証し、全国一律の教育水準を確保するために、文部科学大臣が認定する教職課程認定は、中央教育審議会からの答申を受けて行われており、現状においても公平・中立な立場で認定がなされているため、当該認定を第三者機関において実施する必要はないものと考えます。	z12002	文部科学省	大学校（4年制）への教員免許（普通免許状）の交付について	5012	5012001			中江徳夫	1	A	大学校（4年制）への教員免許（普通免許状）の交付について	（要望内容）　大学校（4年制）の在校生に普通免許状の交付が行われるように次のことを要望します。　（1）教育職員免許法にもどぐ（文部科学大臣の大学校（4年生）への「教員免許課程の認定」を認めてほしい　（2）現状で認められないであるならば、制度を改めて、行政機関から分離した、中立・公平である独立（第３者）機関を設置して、その機関による「教員免許課程」の認定を認めてほしい。 （参考：大学校（4年生）の学位の認定は、独立行政法人大学・評価学位授与機構でも行われている）	大学校（4年制）の卒業生たちが教員免許を修得し教育現場で働くことは、事業・規制官庁とのつながりが出来、さまざまの情報・技術などが子供たちに提供ができる。さらに、大学校を設置している官庁は企業とのつながりもあり、こどもたちにとって就職にも有利である。就職率の向上し、こどもたちの失業者が減少し、雇用の確保につながる。	教員職員免許法は国会の議決をえて作られた法律でありますしかし、法の運用は大部分、文部科学省令に運用されています。そのために、他の省庁に作られている大学（大学校）には適用されていない官庁は企業とのつながりもあり、こどもたちにとって就職にも有利である。就職率の向上し、こどもたちの失業者が減少し、雇用の確保につながる。	教育職員免許法 法施行規則（13条）	教育職員免許
博物館法施行規則第３条	現行の施行規則では、大学における博物館に関する科目を修得した場合のみ学芸員資格を付与できることとしている。	b	Ⅲ	水産大学校を始め、対象となる大学校の現状を把握する必要があることから１８年度を目処に対応を検討していきたいと考えております。		博物館法は社会教育法の精神に基づき、国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的としている。本校は水産庁を所管としての大学レベルの教育が行なわれ、卒業生たちは水族館に勤務し、水産庁と協力・指導を受け、世界中の魚類（珍種含む）を採集して、わが国の国際的なレベルの水族館運営と発展に協力している。本校の卒業生・在校生はわが国の国際化・情報化に対応するための十分な教育をうけており、このことは、教育基本法・社会教育法・博物館法の精神と趣旨に十分に達していると理解する。本校の卒業生たちに学芸員の無試験認定を認めることは、国際的な視野にたった国民の社会教育ができるものと確信するところであり、文部科学省においては、すみやかに、博物館施行規則第３条を改正され、本校の卒業生に無試験認定を認めるよう要望する。 以上の要望者からの要請を踏まえ、具体的な対応策について明示するとともに、平成１７年度中の対応が困難である理由を具体的に示されたい。	b	Ⅲ	省令改正にあたっては、水産大学校を始め対象となる全国の大学校の実態や要望・意向を把握する必要があり、そのための期間を要するため、平成１７年度中の実施は困難であると考えております。この調査の結果を踏まえ、大学校においても博物館に関する科目に相当する科目の単位を取得し、当該大学校を卒業した者は学芸員の資格を有する者とするための省令の改正を検討いたします。	z12003	文部科学省	農林水産省所管独立行政法人水産大学校への「学芸員」の認定について	5012	5012002			中江徳夫	2	A	農林水産省所管独立行政法人水産大学校への「学芸員」の認定について	（背景）本校は、農林水産省所管の独立行政法人のため、博物館法による「学芸員課程の設置が」認められないが、　（要望事項） （1）本校への「学芸員課程」の認定を認めてほしい。又は無試験認定を認めてほしい。（2）博物館法の大学を大学等に置き換える。　（3）現状で認められないであるならば、制度を改めて、行政機関から分離した、中立・公平である独立（第３者）機関を設置して、その機関による「学芸員資格」の認定を認めてほしい。	卒業生達が水族館に勤務して、その能力を生かせて、専門的に研究ができる。そのことは本校の社会的な役割を果たすことにつながる。	博物館法は国会の議決をえて作られた法律でありますしかし、法の運用は大部分、文部科学省令に運用されています。そのために、他の省庁に作られている大学（大学校）には適用されていないのが現状であります。このことは、憲法に保障された国民が教育を平等受ける権利と教育基本法の精神に反するのではないかと思います。教育は公平・中立な立場で国レベル（内閣）により各省庁ので調整をすべきであると思います。教育の国民への信頼性を確保すべきであります。	博物館法	博物館施行規則
国立大学法人法第３３条、国立大学法人法施行令第５条	国立大学法人が行うことのできる長期借入金等の範囲は、無限定な借入金等により財務状況が悪化することを防ぐため、法令で一定の範囲に限定	a	Ⅱ	国立大学法人が行うことができる長期借入金の対象範囲を拡大すべく、本年１２月中を目途に国立大学法人法施行令の一部改正を予定しています。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、再検討願いたい。 認可基準については、個々の事業への対応の中で明確化が図られるようお願い致したい。	a,b	Ⅱ，－	国立大学法人が行うことができる長期借入金の対象範囲の拡大については、国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（平成１７年１２月２８日政令第３８６号）により措置したところです。なお、認可の具体的な運用の在り方については、ご要望も考慮しつつ、今後検討し、適切に対応していきたいと考えています。	z12004	文部科学省	国立大学法人の資金調達、収益事業に係る規制緩和	5021	5021014			都鎮懇話会	14	A	国立大学法人の資金調達、収益事業に係る規制緩和	・民間金融機関から借入が可能な場合の拡大（借入目的の拡大、認可基準の明確化） ・関連事業に関する許容範囲の明確化。		・民間金融機関からの借入について、認められる借入目的が拡大され、借入に関する認可基準が明確化されれば、資金調達手段の拡大、多様化につながり、結果として国立大学法人の資金効率の向上に資する。 ・これとあわせて、国立大学法人の関連事業の範囲が明確化されれば、国立大学法人が有する資産の活用範囲が実質的に拡大し、その有効活用に資する。旅行としても、その実現に向け、資金調達、コンサルティング、ビジネスマッチング等、様々な形でのソリューションの提供が可能となる。	国立大学法人法第２２条、第３１条、第３３条、第３４条 国立大学法人法施行令第８条、第９条、第１０条、第１１条 国立大学法人法施行規則第２２条、第２３条 独立行政法人通則法第４７条 文部科学省告示第５３号	
技術士法（昭和58年法律第25号）第１１条	昭和59年２月１日より日本技術士会を指定試験機関として指定し試験業務を行わせている。	c	Ⅰ	名称資格である技術士制度については、技術士法の規定に基づき、国が行うのと同等の適正性、確実性を担保するために公益法人に試験業務を行わせています。 なお、試験事務の適性かつ確実な実施に影響がないと判断される範囲（受験申請の電子化、印刷業務など）で民間企業への委託を行っています。		-				z12005	全省庁	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営無して いる国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	5026	5026001			（株）アイ・イーシー	1	B	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	国家資格試験の受付事務から採点処理・合否判定・通知業務までの一連の作業事務は、民間で十分に対応出来得る内容であり、且つ効率、効果的な運用が大幅に改善できると思みます。 管理栄養士・社会福祉士・衛生管理者（厚生労働省）、行政書士（総務省）、国内旅行業取扱主任者・一般旅行業務取扱主任者・マンション管理士・管理業務主任者・宅地建物取引主任者（国土交通省）、危険物取扱者（消防庁）の試験業務の規制撤廃および民間への業務開放を要望致します。	試験業務に付随する一切のアウトソーシングを事業主体として取組んでおります。	政府管掌でなくてはならない明確な事由が、見当たらないことと、民間に出来ない事由が明確でない事による国家資格試験の民間開放を要望致します。	全省庁で定められている国家試験ごとの、省令等により、公益法人、資格認定事業団体でしか、取り扱いが出来ないとなっているもの。 各資格の業法および、法律	法律等で指定された資格認定事業者以外でも、取り扱いができる国家試験業務の事務遂負の民間への開放および規制の緩和・撤廃を要望致します。
地方自治法第２３８条の４第４項 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２３条第１項、第２項	行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 教育委員会の所管に属する第３０条に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止、学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関することは教育委員会が管理し及び執行する。	d－1		小中学校の管理者である教育委員会又は学校の長の同意を得ればご提案の構想は実現できるものと考えます。		-				z12006	総務省・文部科学省	公共施設（特に小中学校など）の屋上や南側壁面を太陽光発電のため無償で業者に賃与可能とすること。	5029	5029001			仁尾善久	1	A	公共施設（特に小中学校など）の屋上や南側壁面を太陽光発電のため無償で業者に賃与可能とすること。	公共施設、特に小中学校は運動場が南側にあり、校舎の屋上はおおむね日当たりが良い、ここに着目し、屋上等を利用して、太陽光発電を行うものである。 学校等は予算もな（自身での設備投資は難しい。そこで、場所を業者に無償で貸与し、業者は発電により電気料を得るかわりに、維持管理を行う。 （多額の利益が出るようであったら、電気料金の割引を依頼し、学校等に少なからず還元して頂けたら良いのですが、そこは良く分かりません。また、そういう利益を求めようとするものではありません。）	太陽光発電装置は年々エネルギー換算率が向上している。この分野の更なる開発推進は世界をリードし、現在のエネルギー問題、環境問題の解決策に少なからず貢献することができる。 本規制緩和策はある程度の収益性（面積）を持った研究場所の提供でもある。	1、石油代替えエネルギーの開発推進に役立つ。 2、特に都会地の夏季の消費電力の増加に対応するものである。 3、小中学校に設置することにより、優れた教材となり、地域の啓蒙活動にも繋がる。 4、屋上緑化の推進よりも簡易で、効率的である。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

2006/1/1914:28

該当法令	制度の現状	措置の	措置の	措置の概要（対応策）	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	管理コード	所管省庁	要望事項（事項名）	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ	要望主体名	要望事項最終	要望種別（規制	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他（特記事項）
－	－	d	－	文部科学省ではお寄せ頂いたご要望に関する規制は有しておりません。なお、外国の方々に有用な情報データベース化する事業につきましては、その内容が明らかでないため、現時点で確定的なご回答をすることはできませんが、現行制度内で協力が可能な事柄については必要に応じた対応をしていきたいと考えております。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	4	A	外国人登録制度の改善、国・自治体における外国人に関する情報の共有	登録内容と実態の乖離を是正するために、外国人登録制度においては、①転出届の実施、②世帯単位で登録変更を行うこと、③出国通知を迅速化する、④国民健康保険の喪失に関する基準の統一化（例えば、再入国手続きを受けて出国する際の基準を統一することなど）が必要である。外国人登録制度を住民基本台帳制度に近接させ、長期的には両制度の一元化を検討すべきである。また、現在、内閣官房でも検討が進められているが、出入国管理、外国人登録法、税・社会保険、教育など関係行政分野のすれが自治体における住民の実態把握を困難にしている。そこで、出入国管理行政のみならず、雇用・労働条件、税・社会保険、教育など関係行政分野が協力して外国人の在留実態の把握と情報共有を行い、地域において整合性のある外国人施策を実施し、外国人の権利の保護と義務の履行を図る必要がある。	－	外国人登録法第3条、第4条第1項 住民基本台帳法第1条、第2条、学校教育法第47条	－
①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第13条第1項（a）b）、児童の権利に関する条約第28条第1項（a）b） ②学習指導要領 ③― ④教育職員免許法別表第一、同法施行規則第6条の6、同法施行規則第6条の2第2項	①我が国が批准した「経済的、社会的及び文化的権利に関する条約（国際人権規約A規約）」及び「児童の権利に関する条約」等に基づき、希望する外国人子女に対して無償の機会を保障するため、希望する外国人子女については、日本人子女と同様に、公立小・中学校へ受け入れることとなっています。 ②外国人の子どもに対する教育方針については、学習指導要領範囲内において、「学校生活への適応を図ることも中、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと」として現に盛り込まれていることです。教育内容に、一人一人の実態を考慮に把握し、当該生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮すること、日本語の習得については、日常的な取組を基本とし、その上で、特に文字の読み書きについては、段階的、効率的な指導を工夫することなどが求められています。 ③日本語指導カリキュラムについては、「学校教育におけるJSLカリキュラム」の中学校編を平成19年度中に完成させる予定です。また小学校編についても、日本語指導の実践事例や教育等の意見を例いながら改善を図っていくことしております。 ④学習指導要領上、「日本語教育」という教科等が位置づけられてない以上、教員免許状にだけ「日本	①― ②― ③― ④― I、III	①d ②d ③d ④d	①外国人の子どもについては、我が国が批准した「経済的、社会的及び文化的権利に関する条約（国際人権規約A規約）」及び「児童の権利に関する条約」等に基づき、各教育委員会に対し、希望する外国人子女については、日本人子女と同様に、公立小・中学校へ受け入れることなどを通知しているところであります。 ②外国人の子どもに対する教育方針については、学習指導要領範囲内において、「学校生活への適応を図ることも中、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと」として既に盛り込まれていることです。教育内容に、一人一人の実態を考慮に把握し、当該生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することは、日本語の習得については、日常的な取組を基本とし、その上で、特に文字の読み書きについては、段階的、効率的な指導を工夫することなどが求められています。 ③日本語指導カリキュラムについては、「学校教育におけるJSLカリキュラム」の中学校編を平成19年度中に完成させる予定です。また小学校編についても、日本語指導の実践事例や教育等の意見を例いながら改善を図っていくことしております。 ④学習指導要領上、「日本語教育」という教科等が位置づけられてない以上、教員免許状にだけ「日本	1.憲法第26条国は、外国人子どもの教育機会が保障されていないといえこと を規定して、国民と同様に、教育の機会が保障されていることは、国際条約である国際人権規約（A規約）第13条第2項（a）、児童の権利に関する条約第28条第1項（a）、第29条第1項（a）、第29条第1項（b）、第29条第1項（c）、第29条第1項（d）、第29条第1項（e）、第29条第2項、第29条第3項、第29条第4項、第29条第5項、第29条第6項、第29条第7項、第29条第8項、第29条第9項、第29条第10項、第29条第11項、第29条第12項、第29条第13項、第29条第14項、第29条第15項、第29条第16項、第29条第17項、第29条第18項、第29条第19項、第29条第20項、第29条第21項、第29条第22項、第29条第23項、第29条第24項、第29条第25項、第29条第26項、第29条第27項、第29条第28項、第29条第29項、第29条第30項、第29条第31項、第29条第32項、第29条第33項、第29条第34項、第29条第35項、第29条第36項、第29条第37項、第29条第38項、第29条第39項、第29条第40項、第29条第41項、第29条第42項、第29条第43項、第29条第44項、第29条第45項、第29条第46項、第29条第47項、第29条第48項、第29条第49項、第29条第50項、第29条第51項、第29条第52項、第29条第53項、第29条第54項、第29条第55項、第29条第56項、第29条第57項、第29条第58項、第29条第59項、第29条第60項、第29条第61項、第29条第62項、第29条第63項、第29条第64項、第29条第65項、第29条第66項、第29条第67項、第29条第68項、第29条第69項、第29条第70項、第29条第71項、第29条第72項、第29条第73項、第29条第74項、第29条第75項、第29条第76項、第29条第77項、第29条第78項、第29条第79項、第29条第80項、第29条第81項、第29条第82項、第29条第83項、第29条第84項、第29条第85項、第29条第86項、第29条第87項、第29条第88項、第29条第89項、第29条第90項、第29条第91項、第29条第92項、第29条第93項、第29条第94項、第29条第95項、第29条第96項、第29条第97項、第29条第98項、第29条第99項、第29条第100項、第29条第101項、第29条第102項、第29条第103項、第29条第104項、第29条第105項、第29条第106項、第29条第107項、第29条第108項、第29条第109項、第29条第110項、第29条第111項、第29条第112項、第29条第113項、第29条第114項、第29条第115項、第29条第116項、第29条第117項、第29条第118項、第29条第119項、第29条第120項、第29条第121項、第29条第122項、第29条第123項、第29条第124項、第29条第125項、第29条第126項、第29条第127項、第29条第128項、第29条第129項、第29条第130項、第29条第131項、第29条第132項、第29条第133項、第29条第134項、第29条第135項、第29条第136項、第29条第137項、第29条第138項、第29条第139項、第29条第140項、第29条第141項、第29条第142項、第29条第143項、第29条第144項、第29条第145項、第29条第146項、第29条第147項、第29条第148項、第29条第149項、第29条第150項、第29条第151項、第29条第152項、第29条第153項、第29条第154項、第29条第155項、第29条第156項、第29条第157項、第29条第158項、第29条第159項、第29条第160項、第29条第161項、第29条第162項、第29条第163項、第29条第164項、第29条第165項、第29条第166項、第29条第167項、第29条第168項、第29条第169項、第29条第170項、第29条第171項、第29条第172項、第29条第173項、第29条第174項、第29条第175項、第29条第176項、第29条第177項、第29条第178項、第29条第179項、第29条第180項、第29条第181項、第29条第182項、第29条第183項、第29条第184項、第29条第185項、第29条第186項、第29条第187項、第29条第188項、第29条第189項、第29条第190項、第29条第191項、第29条第192項、第29条第193項、第29条第194項、第29条第195項、第29条第196項、第29条第197項、第29条第198項、第29条第199項、第29条第200項、第29条第201項、第29条第202項、第29条第203項、第29条第204項、第29条第205項、第29条第206項、第29条第207項、第29条第208項、第29条第209項、第29条第210項、第29条第211項、第29条第212項、第29条第213項、第29条第214項、第29条第215項、第29条第216項、第29条第217項、第29条第218項、第29条第219項、第29条第220項、第29条第221項、第29条第222項、第29条第223項、第29条第224項、第29条第225項、第29条第226項、第29条第227項、第29条第228項、第29条第229項、第29条第230項、第29条第231項、第29条第232項、第29条第233項、第29条第234項、第29条第235項、第29条第236項、第29条第237項、第29条第238項、第29条第239項、第29条第240項、第29条第241項、第29条第242項、第29条第243項、第29条第244項、第29条第245項、第29条第246項、第29条第247項、第29条第248項、第29条第249項、第29条第250項、第29条第251項、第29条第252項、第29条第253項、第29条第254項、第29条第255項、第29条第256項、第29条第257項、第29条第258項、第29条第259項、第29条第260項、第29条第261項、第29条第262項、第29条第263項、第29条第264項、第29条第265項、第29条第266項、第29条第267項、第29条第268項、第29条第269項、第29条第270項、第29条第271項、第29条第272項、第29条第273項、第29条第274項、第29条第275項、第29条第276項、第29条第277項、第29条第278項、第29条第279項、第29条第280項、第29条第281項、第29条第282項、第29条第283項、第29条第284項、第29条第285項、第29条第286項、第29条第287項、第29条第288項、第29条第289項、第29条第290項、第29条第291項、第29条第292項、第29条第293項、第29条第294項、第29条第295項、第29条第296項、第29条第297項、第29条第298項、第29条第299項、第29条第300項、第29条第301項、第29条第302項、第29条第303項、第29条第304項、第29条第305項、第29条第306項、第29条第307項、第29条第308項、第29条第309項、第29条第310項、第29条第311項、第29条第312項、第29条第313項、第29条第314項、第29条第315項、第29条第316項、第29条第317項、第29条第318項、第29条第319項、第29条第320項、第29条第321項、第29条第322項、第29条第323項、第29条第324項、第29条第325項、第29条第326項、第29条第327項、第29条第328項、第29条第329項、第29条第330項、第29条第331項、第29条第332項、第29条第333項、第29条第334項、第29条第335項、第29条第336項、第29条第337項、第29条第338項、第29条第339項、第29条第340項、第29条第341項、第29条第342項、第29条第343項、第29条第344項、第29条第345項、第29条第346項、第29条第347項、第29条第348項、第29条第349項、第29条第350項、第29条第351項、第29条第352項、第29条第353項、第29条第354項、第29条第355項、第29条第356項、第29条第357項、第29条第358項、第29条第359項、第29条第360項、第29条第361項、第29条第362項、第29条第363項、第29条第364項、第29条第365項、第29条第366項、第29条第367項、第29条第368項、第29条第369項、第29条第370項、第29条第371項、第29条第372項、第29条第373項、第29条第374項、第29条第375項、第29条第376項、第29条第377項、第29条第378項、第29条第379項、第29条第380項、第29条第381項、第29条第382項、第29条第383項、第29条第384項、第29条第385項、第29条第386項、第29条第387項、第29条第388項、第29条第389項、第29条第390項、第29条第391項、第29条第392項、第29条第393項、第29条第394項、第29条第395項、第29条第396項、第29条第397項、第29条第398項、第29条第399項、第29条第400項、第29条第401項、第29条第402項、第29条第403項、第29条第404項、第29条第405項、第29条第406項、第29条第407項、第29条第408項、第29条第409項、第29条第410項、第29条第411項、第29条第412項、第29条第413項、第29条第414項、第29条第415項、第29条第416項、第29条第417項、第29条第418項、第29条第419項、第29条第420項、第29条第421項、第29条第422項、第29条第423項、第29条第424項、第29条第425項、第29条第426項、第29条第427項、第29条第428項、第29条第429項、第29条第430項、第29条第431項、第29条第432項、第29条第433項、第29条第434項、第29条第435項、第29条第436項、第29条第437項、第29条第438項、第29条第439項、第29条第440項、第29条第441項、第29条第442項、第29条第443項、第29条第444項、第29条第445項、第29条第446項、第29条第447項、第29条第448項、第29条第449項、第29条第450項、第29条第451項、第29条第452項、第29条第453項、第29条第454項、第29条第455項、第29条第456項、第29条第457項、第29条第458項、第29条第459項、第29条第460項、第29条第461項、第29条第462項、第29条第463項、第29条第464項、第29条第465項、第29条第466項、第29条第467項、第29条第468項、第29条第469項、第29条第470項、第29条第471項、第29条第472項、第29条第473項、第29条第474項、第29条第475項、第29条第476項、第29条第477項、第29条第478項、第29条第479項、第29条第480項、第29条第481項、第29条第482項、第29条第483項、第29条第484項、第29条第485項、第29条第486項、第29条第487項、第29条第488項、第29条第489項、第29条第490項、第29条第491項、第29条第492項、第29条第493項、第29条第494項、第29条第495項、第29条第496項、第29条第497項、第29条第498項、第29条第499項、第29条第500項、第29条第501項、第29条第502項、第29条第503項、第29条第504項、第29条第505項、第29条第506項、第29条第507項、第29条第508項、第29条第509項、第29条第510項、第29条第511項、第29条第512項、第29条第513項、第29条第514項、第29条第515項、第29条第516項、第29条第517項、第29条第518項、第29条第519項、第29条第520項、第29条第521項、第29条第522項、第29条第523項、第29条第524項、第29条第525項、第29条第526項、第29条第527項、第29条第528項、第29条第529項、第29条第530項、第29条第531項、第29条第532項、第29条第533項、第29条第534項、第29条第535項、第29条第536項、第29条第537項、第29条第538項、第29条第539項、第29条第540項、第29条第541項、第29条第542項、第29条第543項、第29条第544項、第29条第545項、第29条第546項、第29条第547項、第29条第548項、第29条第549項、第29条第550項、第29条第551項、第29条第552項、第29条第553項、第29条第554項、第29条第555項、第29条第556項、第29条第557項、第29条第558項、第29条第559項、第29条第560項、第29条第561項、第29条第562項、第29条第563項、第29条第564項、第29条第565項、第29条第566項、第29条第567項、第29条第568項、第29条第569項、第29条第570項、第29条第571項、第29条第572項、第29条第573項、第29条第574項、第29条第575項、第29条第576項、第29条第577項、第29条第578項、第29条第579項、第29条第580項、第29条第581項、第29条第582項、第29条第583項、第29条第584項、第29条第585項、第29条第586項、第29条第587項、第29条第588項、第29条第589項、第29条第590項、第29条第591項、第29条第592項、第29条第593項、第29条第594項、第29条第595項、第29条第596項、第29条第597項、第29条第598項、第29条第599項、第29条第600項、第29条第601項、第29条第602項、第29条第603項、第29条第604項、第29条第605項、第29条第606項、第29条第607項、第29条第608項、第29条第609項、第29条第610項、第29条第611項、第29条第612項、第29条第613項、第29条第614項、第29条第615項、第29条第616項、第29条第617項、第29条第618項、第29条第619項、第29条第620項、第29条第621項、第29条第622項、第29条第623項、第29条第624項、第29条第625項、第29条第626項、第29条第627項、第29条第628項、第29条第629項、第29条第630項、第29条第631項、第29条第632項、第29条第633項、第29条第634項、第29条第635項、第29条第636項、第29条第637項、第29条第638項、第29条第639項、第29条第640項、第29条第641項、第29条第642項、第29条第643項、第29条第644項、第29条第645項、第29条第646項、第29条第647項、第29条第648項、第29条第649項、第29条第650項、第29条第651項、第29条第652項、第29条第653項、第29条第654項、第29条第655項、第29条第656項、第29条第657項、第29条第658項、第29条第659項、第29条第660項、第29条第661項、第29条第662項、第29条第663項、第29条第664項、第29条第665項、第29条第666項、第29条第667項、第29条第668項、第29条第669項、第29条第670項、第29条第671項、第29条第672項、第29条第673項、第29条第674項、第29条第675項、第29条第676項、第29条第677項、第29条第678項、第29条第679項、第29条第680項、第29条第681項、第29条第682項、第29条第683項、第29条第684項、第29条第685項、第29条第686項、第29条第687項、第29条第688項、第29条第689項、第29条第690項、第29条第691項、第29条第692項、第29条第693項、第29条第694項、第29条第695項、第29条第696項、第29条第697項、第29条第698項、第29条第699項、第29条第700項、第29条第701項、第29条第702項、第29条第703項、第29条第704項、第29条第705項、第29条第706項、第29条第707項、第29条第708項、第29条第709項、第29条第710項、第29条第711項、第29条第712項、第29条第713項、第29条第714項、第29条第715項、第29条第716項、第29条第717項、第29条第718項、第29条第719項、第29条第720項、第29条第721項、第29条第722項、第29条第723項、第29条第724項、第29条第725項、第29条第726項、第29条第727項、第29条第728項、第29条第729項、第29条第730項、第29条第731項、第29条第732項、第29条第733項、第29条第734項、第29条第735項、第29条第736項、第29条第737項、第29条第738項、第29条第739項、第29条第740項、第29条第741項、第29条第742項、第29条第743項、第29条第744項、第29条第745項、第29条第746項、第29条第747項、第29条第748項、第29条第749項、第29条第750項、第29条第751項、第29条第752項、第29条第753項、第29条第754項、第29条第755項、第29条第756項、第29条第757項、第29条第758項、第29条第759項、第29条第760項、第29条第761項、第29条第762項、第29条第763項、第29条第764項、第29条第765項、第29条第766項、第29条第767項、第29条第768項、第29条第769項、第29条第770項、第29条第771項、第29条第772項、第29条第773項、第29条第774項、第29条第775項、第29条第776項、第29条第777項、第29条第778項、第29条第779項、第29条第780項、第29条第781項、第29条第782項、第29条第783項、第29条第784項、第29条第785項、第29条第786項、第29条第787項、第29条第788項、第29条第789項、第29条第790項、第29条第791項、第29条第792項、第29条第793項、第29条第794項、第29条第795項、第29条第796項、第29条第797項、第29条第798項、第29条第799項、第29条第800項、第29条第801項、第29条第802項、第29条第803項、第29条第804項、第29条第805項、第29条第806項、第29条第807項、第29条第808項、第29条第809項、第29条第810項、第29条第811項、第29条第812項、第29条第813項、第29条第814項、第29条第815項、第29条第816項、第29条第817項、第29条第818項、第29条第819項、第29条第820項、第29条第821項、第29条第822項、第29条第823項、第29条第824項、第29条第825項、第29条第826項、第29条第827項、第29条第828項、第29条第829項、第29条第830項、第29条第831項、第29条第832項、第29条第833項、第29条第834項、第29条第835項、第29条第836項、第29条第837項、第29条第838項、第29条第839項、第29条第840項、第29条第841項、第29条第842項、第29条第843項、第29条第844項、第29条第845項、第29条第846項、第29条第847項、第29条第848項、第29条第849項、第29条第850項、第29条第851項、第29条第852項、第29条第853項、第29条第854項、第29条第855項、第29条第856項、第29条第857項、第29条第858項、第29条第859項、第29条第860項、第29条第861項、第29条第862項、第29条第863項、第29条第864項、第29条第865項、第29条第866項、第29条第867項、第29条第868項、第29条第869項、第29条第870項、第29条第871項、第29条第872項、第29条第873項、第29条第874項、第29条第875項、第29条第876項、第29条第877項、第29条第878項、第29条第879項、第29条第880項、第29条第881項、第29条第882項、第29条第883項、第29条第884項、第29条第885項、第29条第886項、第29条第887項、第29条第888項、第29条第889項、第29条第890項、第29条第891項、第29条第892項、第29条第893項、第29条第894項、第29条第895項、第29条第896項、第29条第897項、第29条第898項、第29条第899項、第29条第900項、第29条第901項、第29条第902項、第29条第903項、第29条第904項、第29条第905項、第29条第906項、第29条第907項、第29条第908項、第29条第909項、第29条第910項、第29条第911項、第29条第912項、第29条第913項、第29条第914項、第29条第915項、第29条第916項、第29条第917項、第29条第918項、第29条第919項、第29条第920項、第29条第921項、第29条第922項、第29条第923項、第29条第924項、第29条第925項、第29条第926項、第29条第927項、第29条第928項、第29条第929項、第29条第930項、第29条第931項、第29条第932項、第29条第933項、第29条第934項、第29条第935項、第29条第936項、第29条第937項、第29条第938項、第29条第939項、第29条第940項、第29条第941項、第29条第942項、第29条第943項、第29条第944項、第29条第945項、第29条第946項、第29条第947項、第29条第948項、第29条第949項、第29条第950項、第29条第951項、第29条第952項、第29条第953項、第29条第954項、第29条第955項、第29条第956項、第29条第957項、第29条第958項、第29条第959項、第29条第960項、第29条第961項、第29条第962項、第29条第963項、第29条第964項、第29条第965項、第29条第966項、第29条第967項、第29条第968項、第29条第969項、第29条第970項、第29条第971項、第29条第972項、第29条第973項、第29条第974項、第29条第975項、第29条第976項、第29条第977項、第29条第978項、第29条第979項、第29条第980項、第29条第981項、第29条第982項、第29条第983項、第29条第984項、第29条第985項、第29条第986項、第29条第987項、第29条第988項、第29条第989項、第29条第990項、第29条第991項、第29条第992項、第29条第993項、第29条第994項、第29条第995項、第29条第996項、第29条第997項、第29条第998項、第29条第999項、第29条第1000項	①c ②d ③d ④c d	①― ②― ③― ④― I、III	1.我が国の義務教育は、我が国の国民の人格形成と国家・社会の形成者の育成を目的としたものであり、このような義務教育を外国人に対して強制することは実際的であると考えられます。 2.外国人の児童生徒に対する指導方針については、学習指導要領解説（総則編）において、「一人一人の実態を的確に把握し、当該生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮すること」、「日本語の習得については、日常的な取組を基本としつつ、特に文字の読み書きについては、段階的、効率的な指導を工夫することなどが求められている」とされており、外国人児童生徒への日本語指導等については、学校段階において適宜かつ適切な指導がなされていると考えます。 3.外国人児童生徒教育については、日本語指導は重要であり、これまでも、日本語初期指導のための指導書からJSLカリキュラムまで開発を行ってきたところです。 今後、外国人児童生徒教育支援体制等のモデル作りを進めていくことしています。その中で効果的な日本語指導体制のあり方について調査研究していく予定です。また、JSLカリキュラム中学校編完成後、これまで開発してきた日本語指導教材とともに、より実践的なものとなるよう改善・充実を進めています。これらの取り組みを通じて体系的・効果的な日本語指導体制を整備していきたいと考えています。 4.（1）学校教育法施行規則に規定する教科等は、全国どこの学校において指導することが必要な内容を定めたものであり、外国人の児童生徒の中で対象とする日本語教育という教科を全国などの学校に共通の教科として設定することは困難であり、これに伴い、教育課程上、日本語、という教科を存在しないことから、日本語教育の免許状を創設することについても困難です。 また、学習指導に社会状況や子どもの多様化等を考慮し、教員免許状を取得するための教員養成課程については、社会状況の変化等に応じて見直し、改善等を図ることが必要であると考えますが、教員免許状はすべての教員に最小限求められる資質能力を全国一律に保証する性格のものであり、このため、二種類の多文化共生に関する内容については、教員免許状の性格、教員に求められる資質能力や他の教職科目とのバランス等も踏まえ、慎重に検討していく課題であると認識しています。 現在、文部科学省においては、日本語指導を担当する教員の指導力のためにも、独立行政法人教員研修センターの共催により、全国の子どもの教育を対象に、日本語指導法等をまとめ国民と実践的な研修会を実施しておりますので、本研修の成果を地域における日本語指導に役立てていただきたいと考えています。 なお、現行の免許制度においても、外国人に対して特別免許状を授与することができるため、各自治体の判断により、専門性の高い教員が日本語指導にあたることも可能です。 2）国に地方の役割分担については、義務教育については、地方自治体が学校の設置管理を行うなど直接的な責任を負っている一方、教育の機会均等や全国的な教育水準の維持向上という義務教育の根幹の保障については国が責任を負っています。 また、文化庁から（社）日本音楽著作権協会に問い合わせたところ、（社）日本民間放送連盟からご指摘の相談があり、その際、包括契約の仕組みを説明した上で、特段の事情がない限り現状は変更できないと回答したようです。これは音楽の放送の分野では放送権を管理している管理事業者は同協会以外に事実上なく、インタラクティブ配信の分野のように、複数の団体が包括契約を実施しているという状況にいることから、このような回答になったもので、放送の分野でも契約実態に特段の変更があった場合で、利用者団体から改めて使用料の見直しの要請があれば協議に応じるとしています。	①d ②c ④―	①― ②― ④―	①外人児童生徒の就学状況の把握については、「不就学外国人児童生徒支援事業」の成果をふまえ、効果的な実態把握や就学支援のあり方について必要な対応をとってまいります。 なお、ご指摘のとおり、外国人児童生徒の就学状況の把握にあたっては、外国人の的確な在留管理が行われることが必要であると考えます。 ②在留資格の問題については、文部科学省の所管外ですが、外国人の子どもの教育の機会を確保することは重要と考えており、効果的な実態把握や就学支援のあり方については、今後必要な対応をとってまいります。 ④各種会議の場等において、周知してまいります。	z12009	警察庁・法務省・厚生労働省	外国人の子どもの不就学対策	5057	5057007			外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	7	A	外国人の子どもの不就学対策	外国人の不就学状況を把握するために、外国人登録制度を「その要望に沿ったものに改善するとともに、併せて、国が定期的に就学状況調査を実施する必要がある。また、小中学校への就学案内の徹底、日本語教室の設置、バイリンガルの加配教員配置などへの支援を行い、在留資格の更新の要件として子どもの就学を定める。	－	学校教育法第22条 第80条、児童福祉法第39条、入管法第21条、社会権規約第13条第1項及び第2項(a)、日本国憲法第98条第2項	－
― ― ― ―	外国人学校の地位に関しては、法令上規定されておりません。 なお、参考ですが、一部の外国人学校がすでに、これまで学校教育法上の各種学校としての法的地位を得ている実態があります。	d	－	①　文部科学省としては、一部の外国人学校が各種学校として法的地位を得ている実態を踏まえ、外国人学校の扱いについては、慎重に対応する必要がある考えています。 ②　また、外国人学校への教師等の派遣については、現行制度において実施可能です。 なお、参考ですが、外国人学校など各種学校の設置認可に関しては、平成16年6月に設置基準を見直し、当該教育施設がその校地・校舎の全てについて、一定の条件の下に他の学校等の施設・設備を使用することができるようにし、まだ認可を受けていない外国人学校が都道府県から認可を受けやすくするよう措置したところです。	－	ご回答によれば、「外国人学校への教師等の派遣については、現行制度において実施可能」とあるが、そもそも日本語指導ができる教師の育成については、統一的なカリキュラムが組まれておらず、また、公立学校の日本語指導教員の経費についても各自治体の努力で賄っているところである。現在、外国人集住都市は限られているが、近い将来においては全国的に広がると予想される中で、外国籍児童を受け入れるための教育プログラムや教師の育成に、文部科学省として総合的に取り組み、経費的支援をして頂きたいと考えるが、再度、貴省の見解をお聞きしたい。	d	－	外国人児童生徒への指導の充実を図るためには、教員の資質向上や指導力の充実は重要な課題であると考えています。 　このような認識の下、文部科学省では、外国人児童生徒担当教員の資質向上のため、毎年、これら教員を対象に、教育内容や指導方法の充実を目的とした実践的研修を実施しています。 　文部科学省としては、同研修の改善・充実を図り、日本語指導担当教員の資質向上に努めて参ります。 　また、今後、外国人児童生徒の教育支援体制のモデル作りを進めていくことしていますが、その中で効果的な日本語指導体制のあり方について調査研究していく予定です。 これら国の施策を活用しつつ、加配教員の配置や前述の研修とあわせ、外国人児童生徒の受入れ体制の包括的な整備を進めてまいります。	z12010	文部科学省	外国人学校に対する支援措置	5057	5057008			外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	8	A	外国人学校に対する支援措置	外国人学校の法的地位を明確にし、国や都道府県が支援を強化する。特に、自治体等が、外国人学校に対して、私立学校と同様な財政支援が可能となるような制度を導入する。また、日本語指導の強化を図るため、教師等の派遣について支援を行える制度を導入する。	外国人の子どもが日本で教育を受ける上で、外国人学校の存在は重要であり、国として位置づけを明確にして支援することが不可欠である。また、日本で生活するためには日本語の習得が不可欠と思われるが、外国人学校における日本語指導には授業時間や内容、教師のレベルにばらつきがある。均一のカリキュラムに則って日本語を習得してもらうために、日本語指導教師の派遣を支援するシステムを整える必要がある。	－	学校教育法第47条、第56条　第83条 各種学校規定第10条	－
－	国際会議への出席等の際に、海外でコピー、電話料等の使用が予定される場合は、現地で契約をする必要があることから、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者の5ち適任者を契約権限を有する分任支出負担行為担当官として任命するとともに、経費の使用予定額を支出負担行為限度額として示達し、クレジットカードを前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認の上、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官当としているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところであります。	d	－	クレジットカード決済の導入にあたっては、文部科学省の会計に係る規則上規制はなく、海外出張先での少額な支払について実施しているところでありますが、国内での利用については、職員が物品購入等のため立替を必要とすることはほとんど想定されないことから、既設の会計機関で適切に処理しているところであります。 「<要望の物品購入、支払に関して、クレジットカード決裁を導入することについては、現行の会計制度の中で効率性、経済性、安全性等の問題を検討した上で判断する必要があると考えます。	－	要望元からの下記意見を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 「①海外における調達・支払業務において既にクレジットカード決済を導入いただいていることは理解できる。しかし、今回要望している内容は、諸外国のように国内における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムを活用したコスト削減や業務効率化である。既に既存の会計機関により適正な運用が行われているとのことであるが、再度諸外国の導入事例等をご確認いただき、国内の調達・支払業務についてもご検討いただきたい。 ②また、金融庁・財務省からの回答にある通り、「物品調達・物品管理、謝金、諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」により、物品調達・支払業務が電子化される予定であれば、その計画の中でクレジットカードシステムの導入についてもご検討いただきたい。」	d	－	①国内における物品購入、支払に関してクレジットカード決裁を導入することについては、職員が物品購入等のため立替を必要とすることはほとんど想定されないことから、既設の会計機関で適切に処理しているところであります。 ②「物品調達・物品管理、謝金、諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」に基づき、今後新たに開発・運用するシステムについては、各府省全体として開発していくことになっているため、当省のみの判断で回答することはできません。	z12011	全省庁	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	5075	5075002			クレジットカード普及連絡会（クレジットカード会社29社※別紙参加カード会社社名一覧ご参照）	2	A	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	諸外国と同様にクレジットカードシステムを導入した、政府における物品購入・支払いシステムを実現し、政府の物品調達・支払いに関するコスト削減や業務プロセスの効率化を実現いただきたい。ついては、会計法や予算決算及び会計令等のにおいて、本要望を妨げる規定がある場合は、その規定をご指摘いただくとともに制度を改正いただきたい。	各府省庁において実施されている、物品調達・支出の一連の業務プロセスにクレジットカードシステム（政府購買専用カードの発行、決済スキームの活用、共同アウトソーシングシステムの構築等）を導入する。まずは、いくつかの府省庁で実証実験を行い効果を確認、効果が見られた場合は、その他の府省庁に順次拡大する。	諸外国では、既にクレジットカードシステムを導入し、政府物品調達・支払業務におけるコスト削減・効率化において大きな成果を上げている。米国では年間1億ドル、イギリスでは年間1億ドルのコスト削減効果があると推定されている。従って、日本においても物品調達・支払業務にクレジットカードシステムを導入することによる、コスト削減・効率化効果が見込めるものと考えるため、関係府省において検討をお願いしたい。	会計法（第10条～第28条）、予算決算及び会計令（第38条～第63条）、契約事務取扱規則（第1条～第27条）	「ご参考：クレジットカードシステムを導入している諸外国」米国、イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、オーストラリア、香港、韓国、ニュージーランド、シンガポール、台湾、タイ、カナダ、アルゼンチ、ブラジル、コスタリカ、ブエルトリコ等※物品調達に限定するものではなく、政府からの様々な支出において、クレジットカードシステムを導入している国々
― ― ― ―	音楽の著作物の放送や演奏、通信カラオケ、インタラクティブ配信等の分野では、管理事業者が管理している全部の著作物の利用を認める包括契約が一般的に採用されています。	e	―	包括契約は、簡易な手続により大量の著作物を利用できる契約方法として、放送等の無形的な利用を中心に我が国のみならず、世界のほぼ全ての管理事業者において採用されています！（社）日本音楽著作権協会の場合、包括契約により内外の約230万曲を自由に利用できます！。 このように包括契約は、全世界で採用されていますが、これは全包括契約を禁止すると、放送局等の利用者が多大な事務的負担を強いられることになり、著作物の円滑な利用を阻害することになるからです。また、包括契約は管理事業者の国際団体であるCISACも認めており、また、独占禁止法の適用が厳しい米国においても、音楽の放送分野で5つの管理事業者が業務を行っているにもかかわらず、各事業者ごとに採用されています。 このようなことから、文化庁としては、包括契約については、著作権等管理事業法上問題はないと考えています。	－	要望者から下記のとおり意見が提出されており、意見を踏まえて、再検討願いたい。 「文化庁としては、包括契約については、著作権等管理事業法上問題はないと考えています。」と回答しているが、そもそも、「包括契約」そのものが問題であると主張しているわけではなく（当社も民放連等に対して包括契約を提案している）、JASRACが、複数管理事業者体制を予定する著作権等管理事業法施行後においても、一元管理時代である仲介業務法施行下で締結された包括契約の条件を堅持することを問題視しているのである。 今後、新規事業者が、3社、4社と放送著作権管理事業に参入したとしても、JASRACが現行の条件を堅持するのならば、（α）利用者（放送事業者）への過度の負担の押しつけや、（β）それに伴う新規参入の著作権等管理事業者との競争阻害が生じると言うことであって、「包括契約」そのものではないのである。 当社も、民放連も、ともに、上記「現行民法局がJASRACに支払っている放送使用料をJASRACとイーライセンスの楽曲管理割合によって分割した上でイーライセンスへの放送使用料に充てる」という複数の著作権管理時御者の存在を前提とした取引ルール（公取報告書3６頁参照）を提案しているにもかかわらず（そしてそのような形は、実際にインタラクティブ配信のストリーム形式において採用されているにもかかわらず）、JASRACは、それと拒否しているのである。 JASRACが民放連との包括契約に基づく放送使用料について、たとえ今後イーライセンスや他の会社が放送使用に関する著作権等管理事業に参入したとしても、JASRACとイーライセンスの管理割合（録音権使用料徴収比率等）に応じた放送使用料の減額等を行わない、ということを貫くことは、まに、公取報告書にて指摘されている、仲介業務法時代の包括契約を振りかざすことにより、利用者に過度の負担を押しつけ、かつ、その構造を利用して、新規参入を妨害しているものと評価せざるを得ない。 　複数管理事業者が一つの分野に参入し得る著作権等管理事業法下においては、権利者が複数の管理事業者のうちの一つを「選択」することは当然であり、また、他の管理事業者へ「移行」することが当然予想されるものであって、当該「選択」の多寡や、「移行」に応じてある分野の包括契約における使用料等の減少が生じることは、極めて当然のことである。従って「「包括」契約だから、使用料を下げない」という主張は、全く合理性がないものである。	e	―	新規参入の管理事業者は、同協会のような指定管理事業者ではないので、利用者団体から意見聴取義務はあるものの利用者団体との協議が整わなくても、原則として使用料規程を文化庁に届け出れば、管理著作物について使用料を徴収することはできるので、包括使用料の仕組みが新規参入を妨げているとは考えておりません。 　また、文化庁から（社）日本音楽著作権協会に問い合わせたところ、（社）日本民間放送連盟からご指摘の相談があり、その際、包括契約の仕組みを説明した上で、特段の事情がない限り現状は変更できないと回答したようです。これは音楽の放送の分野では放送権を管理している管理事業者は同協会以外に事実上なく、インタラクティブ配信の分野のように、複数の団体が包括契約を実施しているという状況にいることから、このような回答になったもので、放送の分野でも契約実態に特段の変更があった場合で、利用者団体から改めて使用料の見直しの要請があれば協議に応じるとしています。	z12012	文部科学省	音楽著作権管理事業における新規支分権参入の障害となっている「JASRAC」「民放

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

2006/1/1914:28

該当法令	制度の現状	措置の	措置の	措置の概要（対応策）	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	管理コード	所管省庁	要望事項（事項名）	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化	要望主体名	要望事項最長	要望種別（規制	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他（特記事項）
学校教育法第８５条	学校教育法第８５条により現状においても、学校施設をその目的以外の使用に供することができるようになっている。	d	-	学校教育法第８５条において、「学校教育上支障のない限り、（中略）学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる」となっており、現行制度においても当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断によって学校施設を利用させることができるものとなっております。 学校施設をその本来の目的である学校教育以外に使用させるかどうかは、教育委員会の判断に委ねられているところであり、地域や学校の実情に応じ、適切に対応されるべきものであります。		-				z12013	文部科学省・厚生労働省	小学校施設の放課後児童健全育成事業への開放の推進	5103	5103002			（株）オリエンタルコンサルタンツ	2	B	小学校施設の放課後児童健全育成事業への開放の推進	放課後等の時間的な施設余剰を学校教育において差し支えのない範囲で「放課後児童健全育成事業」へ開放する。 開放先は公的機関に限定せず、民間団体へも開放する。 これにより、以下の効果が期待できる。 ①児童健全育成事業実施施設の質の向上 ②児童健全育成事業実施施設の配置の適正化	学校施設（小学校の施設）を活用した放課後児童クラブ・学童保育の運営	学校の活用については法文上では制限はないが、実運用では児童館や公民館、あるいは民間施設を利用し、学校（余裕教室を除く）を利用している事例は少ない。学童の遊び・生活、教育の場の提供といった機能を果たしているとは言い難い。また、サービス提供施設の密度も低く、距離が制約となり利用を断念する児童も多い。さらには、学童保育サービスを中止する事例も散見される。上記の背景から、充実した施設を有し、施設密度も高い学校施設を活用し、運営コストの抑制と質の向上を図ることを提案する。	児童福祉法第６条の２ 児童福祉法第４０条 児童福祉法施行令第１条 学校教育法第８５条	
国家公務員法第１０３条第２項、第３項、人事院規則十四－四	先に示した法令等により、職員が離職後２年以内に営利企業の地位で、その離職５年前に在職していた国の機関等と密接な関係にあるものに就くことは人事院の承認を得た場合を除き、してはならないものとされている。 また、行政上の権限を背景とした押し付け的な再就職を排除する制度として、在職中に培った職員の専門的知識・能力を求める企業から、日本経済団体連合会を経て人事院に人材要請があった場合に人事院が所管に照会し、これを受け該当所管が営利企業と折衝し、職員の再就職を行う「公正な人材活用システム」を平成１０年度より実施している。 国と密接な関係を持つ公益法人役員に離職後２年以内の国家公務員出身者が就こうとする場合は、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）に基づき所管府省庁から総務	c	I	ご提案の管理監督権限を有する企業や関連団体への再就職につきましては、政府全体の様々な取り組みの中で、文部科学省として、適切に取り組んで参りたいと考えています。		要望者から以下のような再意見が寄せられていますので再検討をお願いします。 『（1）国家公務員法第103条第2項で「職員は、離職後２年間は、営利企業の地位で、その離職前５年間に在職していた人事院規則で定める国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。」としていますが、２年間であることの根拠があるわけではなく、また再就職による関連企業等への利益誘導事例が先般日本道路公団を舞台にありました。役職者については年限を設けずに禁止することが必要な事例です。　例えば、財務省の役職者が、現に１の役職者として天下っています。例えば現ＩＴ会長は財務省元主計局長であり、副社長の一人は元造幣局長であるなど、行政機関が管理監督権限を有する企業に迂回して就職していることは、癒着を生み、利益誘導を有する可能性が否定できないので、行政の公平性を損なわせないために、天下りによる関連企業等への利益誘導が絶対に起こらないような保証制度が創設されない限り、役職者については年限を設けずに禁止することが必要です。 （2）省庁の幹部職員が、定年前に辞め、管理監督権限を有する企業や関連機関に再就職する慣習がある場合があって、それが癒着や利益誘導を有する可能性が否定できないケースがあることが懸念されます。このような慣習は原則的に止めるべきではないでしょうか。』	c	I	（1）公務員の再就職の在り方については、行政と公務員に対する国民の信頼確保の観点から、重要な問題であると認識しており、これらに係る政府の方針に従い、適正な対応に努めてまいりたいと考えています。 （2）また、公務員の早期退職慣行の見直しは、いわゆる「天下り」の弊害を是正し、公務員が志を持って行政に専念できる環境を整備する観点から、重要な問題と認識しており、政府の方針に従い、段階的に勧奨退職年齢の引き上げに努めているところであります。	z12014	全省庁	行政機関の役職退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	5110	5110014			特定非営利活動法人「子どもに無理環境を」推進協議会	14	A	行政機関の役職退職者（役職の）が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体（例えばＩＴやたばこ協会、販売組合など）に就職することは、天下りであって癒着を生み、行政の公平性を損なうので、禁止することが必要である。	行政機関（例えば財務省）の退職者（役職の）が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体（例えばＩＴやたばこ協会、販売組合など）に就職することを禁止する	行政と、管理監督される側は、天下りなど人事を通して癒着の事例が多く、あるので、公平性と透明性のために、禁止が必要である。	近年、最近も、天下りによる不祥事が多く見られることから、この禁止が行政改革上からも必須である。	人事院等の法令	
国立大学法人法第３３条、国立大学法人法施行令第５条	国立大学法人が行うことのできる長期借入金等の範囲は、無限定な借入金等により財務状況が悪化することを防ぐため、法令で一定の範囲に限定	a	II	国立大学法人が行うことができる長期借入金の対象範囲を拡大すべく、本年１２月中を目途に国立大学法人法施行令の一部改正を予定しています。		-				z12015	文部科学省	国立大学法人の長期資金借入目的の拡大および認可基準の明確化	5116	5116008			社団法人第二地方銀行協会	8	A	国立大学法人の長期資金借入目的を拡大および認可基準の明確化	国立大学法人の長期資金借入目的を拡大するとともに、認可基準の明確化を図る。		地域金融機関として、国立大学法人の多様な資金ニーズに応えることができ、地域経済の発展に貢献できる。	・国立大学法人法第33条、第34条 ・国立大学法人法施行令第８条、第10条、第11条	
文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号） 別記第二号　製造請負契約基準 （権利義務の譲渡等） 第四　請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。	平成１４年５月より中小企業者が売掛債権を譲渡する場合に限定して債権譲渡禁止特約の解除を実施している。	b	IV	物品及び役務の調達契約について、各省庁共通のルールとより債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大及び譲渡対象者の拡大を行うこととします。		省庁間での統一的な対応を願いたい。	b	IV	各省庁における統一的な取扱いについては、当省で回答できる立場にないが、当省における物品及び役務契約については、他省庁の先行事例等を踏まえ、譲渡対象者（信託会社、特定目的会社）及び譲渡対象債権の範囲の拡大を行うこととします。	z12016	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006			社団法人リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特定目的会社等）を望む。		本年６月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。		
－	未実施	d	－	すでに職員の研修の外部委託等を実施しており、どのような調査・評価、研修を行うかを適切に判断のうえ、予算の範囲内において外部委託を検討することは可能です。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 現在すでに外部委託が行われているようではあるが、その研修等が御省にとってそれが最適なコンプライアンスプログラムに基づくものであるかは判断することが出来ない。それに対し我が団体では、民間で言えば業界ごとにアンケートやとアリングを行い常に客観的なコンプライアンスレベルの評価を行う手法用いて、監査を実施している。コンプライアンスに関する教育について特に我々が重視しているのは職員のモチベーションやライフバランスについてであり、組織としてのコンプライアンスを高めていくには、組織の中において職員一人一人がコンプライアンスを意識していくことが重要であるという点である。それらの項目について特に重視したコンプライアンスプログラムを提案することによってセルフコンプライアンスの実現を目指し、それによりコンプライアンスの欠如によって引き起こされる不祥事等を未然に防止するシステムの提供が可能である。特に御省については教育という未来の日本国家の根幹に関わる部分を担う為、初等教育をはじめ生涯教育の分野にかけてもその模範となるべく高い倫理観とハイ・コンプライアンスを持った組織を目指すことは必然のことであり、それには第三者によるコンプライアンス監査システムの導入は必要不可欠であると我々は考えるのである。	d	—	前回回答しましたとおり、すでに職員の研修の外部委託等を実施しており、どのような調査・評価、研修を行うかを適切に判断のうえ、予算の範囲内において外部委託を検討することは可能です。	z12017	全省庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価、コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があってからの対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	昨今、公務員による不祥事露見が頻発しているが、これを未然に防ぐためには、何よりもコンプライアンス意識を高めることにある。 現場においては、監察組織による対応ということになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。	なし	
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年十二月十三日法律第百五十一号）	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づき、文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令を制定し運用を行っている。	d	—	申請・届出件数が多い手続については、現在、本人確認の方法の簡素化を検討しており、今後、その他の手続も意欲、利用者の視点に立って、本人確認の方法の簡素化、手続きの見直し等について検討する予定である。 また、利用者の利便性の向上や利用促進については、「電子政府利用促進週間」を活用するとともに、当省のホームページ上において、随時、オンライン申請システムについての利便性に関する意見などを募集し、オンライン手続の利用促進を図っているところです。		-				z12018	全省庁	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	電子的な手続きを躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考える。即ち、現在のように全ての手続きに一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味のうえ、問題なしとされる手続きには公的認証なしで簡易に手続きができるような検討を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続きに伴なう必要な確認等の安全を十分考慮したうえという条件付けにはならうが、これにより多くの利用者にとりオンライン手続きが非常に身近なものとなり実利用の飛躍的な伸びにつながるものと考える。また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。		現在利用が進まないオンライン手続きに幅広く利用者を呼びこむために、「簡易」に利用できる手続きへの見直し・仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続きの普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのニーズも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス（自宅から移動なしに）」、「ペーパーレス（申請書なしに）」、「キャッシュレス（現金のやりとりなしに）」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

2006/1/1914:28

該当法令	制度の現状	措置の	措置の	措置の概要（対応策）	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	管理コード	所管省庁	要望事項（事項名）	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化	要望主体名	要望事項最長	要望種別（規制	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他（特記事項）
－	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日　閣議決定）に基づいて、モデル事業（平成18年度予算からは成果重視事業）を活用した電子政府の推進に取り組んでいる。	d	－	電子政府関連予算については、モデル事業（平成18年度予算からは成果重視事業）として、積極的に適用することとしており、業務・システムの最適化対象システムについて、平成18年度概算要求を行っているところです。		-				z12019	全省庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム（e－Tax）、総務省の総合的なワンストップサービス整備事業（申請・届出窓口の一括化・電子化）のように各省庁の予算要求時等に既存の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化して計画立案と事後評価を確実に行って欲しい。すなわちモデル事業を現行の予算編成を改革するための試行事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のためにも幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討していただきたい。				
独立行政法人国立博物館は博物館を設置して、有形文化財を収集・保管、展示することもに、これに関連する調査・研究並びに教育・普及の事業等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存・活用を図る。	独立行政法人国立博物館は博物館を設置して、有形文化財を収集・保管、展示することもに、これに関連する調査・研究並びに教育・普及の事業等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存・活用を図る。	c	Ⅰ	国立博物館は、我が国の文化財保護政策の一翼を担う機関として、国家的な観点から設置されているものであり、国民共有の財産である多数の国宝・重要文化財を収集・保存・展示しています。また、国内外への日本の歴史・伝統の発信拠点としての役割も担っており、その運営の根幹にかかわる部分については、国の責任のもと、独立行政法人が実施するべきものと考えます。 一方、建物の維持管理に関わる業務など民間に委託できるものについては、法人の自主的な判断により既に委託を行うなど、業務の効率化を図っているところです。 また、市場化テストの検討に当たっては、業務運営に自主性が配慮されなければならない独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員の処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストについて当省として責任ある判断を行うために最低限必要な条件が整っていないものと考えます。		国立博物館の業務に関して市場化テストを実施することについて、引き続き検討されたい。なお、貴省の左記見解は、国立博物館の業務であるから、市場化テストの対象からアプリオリに排除されるべきものではない、との意味と思われるが、そう理解してよいか。また、「国の責任の下」で「独立行政法人が実施するべき」「運営の根幹に関わる部分」とはどのような部分か、具体的に明らかにされたい。	c	Ⅰ	独立行政法人国立博物館が行う文化財の収集・保管・展示（教育普及を含む。）及びこれに関する調査研究業務は、業務の継続性・安定性を必要とするものであり、数年ごとの競争入札により運営主体が決まる市場化テストはなじまないものと考えます。このため、国立博物館の運営は独立行政法人国立博物館が担いつつ、ご提案のあった事業については、民間委託の範囲を拡大するなどの措置を講じて参ります。	z12020	文部科学省	国立博物館の管理運営業務	5134	5134001			民間企業	1	B	国立博物館の管理運営業務	博物館は展示収集保管だけを目的とするのではなく、教育普及や現代の文化生活に積極的に資することが求められている。民間の施設運営や広報のノウハウを広く導入することで「より開かれた博物館」を実現することが可能であり、各種業務の一層の民間開放を求めたい。	（1）一般管理（2）展覧事業（3）教育普及事業	地方自治体においては「指定管理者制度」の導入により、十分とは言えないものの、民間企業にも博物館運営事業参画の門戸が開かれ、民間企業が管理運営の実績を重々と積んでいる。国立博物館においては一部業務の民間委託はすでに行われていると聞せられるものの、管理運営は独立行政法人が従来通り担っている。地方自治体で既存団体と民間企業が競合・連携する事例がすでにいくつも誕生している以上、国立博物館においても官民競争入札あるいは官民協働を行わない理由はないと考える。		①　市場化テスト導入の際の均一化措置としては第三者機関による公正・公明な審査、②　開示すべき情報として題別の収支および財務状況、が挙げられます。
－	著作権等管理事業者が使用料規程を定める際には、あらかじめ利用者又はその団体に意見を聴取した後、文化庁長官に届け出ることとされています。	e	－	本件に関して、（社）日本音楽著作権協会に業務の状況を聴取した結果、現在のカラオケにおける使用料規程を、営業に応じた使用料から１曲当たりの使用料へ変更するなど、使用料規程の見直しに関する要望は、飲食店の団体、カラオケボックスの団体などの利用者団体から同協会に対して提出されていないとの報告を受けています。 著作権等管理事業法においては、利用者側から著作権等管理事業者に対して使用料規程の変更を求める法的な仕組みが整っていますので、貴知議会の要望を実現するためには、まず、利用者側で意思統一をした上で、利用者側の総意として（社）日本音楽著作権協会に使用料規程の改定を申し入れることが必要だと考えます。		-				z12021	文部科学省	著作権等管理事業法のもとでの音楽著作権使用料徴収の方法見直し	5136	5136003			（社）日本ユービジネス協議会連合会	3	A	著作権等管理事業法のもとでの音楽著作権使用料徴収の方法見直し	ｶﾗｵｹでの音楽著作権使用料の支払いは歌った回数当たりではなく、ﾙｰﾑ当たりで支払っている。現在、著作権等管理事業法が適用されているが、徴収方法は当時の仲介業務法が施行されていた時に設定されたものである。ﾙｰﾑ当たりの著作権使用料単価設定は、９０年代のｶﾗｵｹﾌﾞｰﾑ時になされたので、今やｶﾗｵｹ人口は当時より３０％程減少している。ｽﾅｯｸ負担は実態にあった形でなされるべきもので、健全な事業展開の観点から見直しをして戴きたい。なお、著作権の徴収団体はJASRAC（日本音楽著作権協会）１社から複数の団体が可能となるなどの見直しがされているが、徴収方法は従来規定が踏襲されたままになっている。	ｶﾗｵｹでの音楽著作権使用料の支払いは歌った回数当たりではなく、ﾙｰﾑ当たりで支払っている。現在、著作権等管理事業法が適用されているが、徴収方法は当時の仲介業務法が施行されていた時に設定されたものである。ﾙｰﾑ当たりの著作権使用料単価設定は、９０年代のｶﾗｵｹﾌﾞｰﾑ時になされたので、今やｶﾗｵｹ人口は当時より３０％程減少している。ｽﾅｯｸ負担は実態にあった形でなされるべきもので、健全な事業展開の観点から見直しをして戴きたい。なお、著作権の徴収団体はJASRAC（日本音楽著作権協会）１社から複数の団体が可能となるなどの見直しがされているが、徴収方法は従来規定が踏襲されたままになっている。	前回、「同協会から業務の状況を聴取すると回答があるが、結果を受けての見解をご教示願いたい。	著作権等管理事業法のもとでの音楽著作権使用料徴収の方法	
－	独立行政法人国立高等専門学校機構の規定に基づき、各高等専門学校が一般競争入札等により、契約をしている。	e	－	国立高等の寄宿舎等における給食委託業者の選定については、独立行政法人国立高等専門学校機構の規定に基づき、各高等専門学校において一般競争入札等により、契約を行っているため、個が規制を行っているものではありません。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 一般競争入札が実施されている旨は十分、知っておりますが、補助金部分に1円応札がおこなわれており、こうした状況で公共性の高い部門においてサービスの質が確保できているか、実態調査をお願いしたい。		e	－	国立高専の寄宿舎等における給食業務委託については、各高等専門学校において一般競争入札等により契約を行った後、独立行政法人国立高等専門学校機構の規定に基づき、契約内容が十分履行されているか検査が行われています。また、必要に応じて、教職員による検食や、給食内容について教職員・利用学生によるアンケートが行われており、サービスの質を確認するための実態調査は既に行われているものと考えています。	z12022	文部科学省	特別行政法人　国立高専の給食委託入札の適正化	5136	5136004			（社）日本ユービジネス協議会連合会	4	A	特別行政法人　国立高専の給食委託入札の適正化	国立高専の給食の入札制度は、提案区分が経費国費補助部分と利用者負担部分に分かれ、入札が行われている。しかし、補助金部分は１￥応札が横行していて、給食企業のコストアップにつながり、提供サービスの劣化は確実と思われる。指導官庁として入札の適正化の指導をお願いしたい。	国立高専の給食の入札制度は、提案区分が経費国費補助部分と利用者負担部分に分かれ、入札が行われている。しかし、補助金部分は１￥応札が横行していて、給食企業のコストアップにつながり、提供サービスの劣化は確実と思われる。指導官庁として入札の適正化の指導をお願いしたい。	現行の仕組みでは給食企業のコストアップにつながり、提供サービスの劣化は確実と思われる。	特別行政法人　国立高専の給食委託入札の適正化	
－	－	d	－	独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家の給食業務については、「平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて」（行政改革推進本部決定）等も踏まえ、原則、民間委託の方針の下、広く多数の参加者による競争を通じて利用者の更なる良好な給食サービスの向上、また法人予算の効率的な執行の観点からも、今後、一般競争契約を促していきたいと考えております。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 一般競争入札を促されるとの由ですが、問題なのは、競争入札が行われている体裁で実態的に２－３社による独占が続いています。よく実態調査をお願いしたい。			実態をよく踏まえ、広く一般競争入札を促していきたいと考えています。	z12023	文部科学省	独立行政法人、国立少年自然の家、国立青年の家の給食委託の公正化	5136	5136005			（社）日本ユービジネス協議会連合会	5	A	独立行政法人、国立少年自然の家、国立青年の家の給食委託の公正化	現在、全国に３０箇所の同上施設があるが、給食業務は２－３の企業に独占的に委託されている。コンペが形式的に実施されているものの３０数年間委託先の変更は見られず、運営者のよりよいサービスの向上を求める意思が無いと推察される。公的施設のサービス向上には委託先の選考が公平におこなわるべきと考える。主管官庁のご指導をお願いしたい。	現在、全国に３０箇所の同上施設があるが、給食業務は２－３の企業に独占的に委託されている。コンペが形式的に実施されているものの３０数年間委託先の変更は見られず、運営者のよりよいサービスの向上を求める意思が無いと推察される。公的施設のサービス向上には委託先の選考が公平におこなわるべきと考える。主管官庁のご指導をお願いしたい。	公的施設のサービス向上には委託先の選考が公平におこなわるべきと考える。	独立行政法人、国立少年自然の家、国立青年の家の給食委託の公正化	
教育職員免許法第3条の2	地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の活性化等を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部を担当させることができる	d	－	特別非常勤講師制度については、昭和63年の制度創設以降、各都道府県教育委員会等に対して通知を出すなど、周知徹底を図ってきたところであり、各自治体において、地域の実情等に応じ優れた社会人の活用を図ってきたところです。（参考＜特別非常勤講師の届出状況＞平成元年度173件　平成15年度　2,0392件）		-				z12024	文部科学省	食育における栄養教諭業務での民間栄養士への機会付与	5136	5136007			（社）日本ユービジネス協議会連合会	7	A	食育における栄養教諭業務での民間栄養士への機会付与	食育における栄養教諭業務での民間栄養士への機会付与 今般、食育基本法が成立し、食品関連業者も食育の推進に取り組むよう記載されている。学校での食育の授業は栄養士の資格を有する公務員である栄養教諭が担当すると推察されるが、長年に亘って給食事業において栄養士が給食のみならず食材について深い知見をはぐくんできた。前回、「民間栄養士は特別非常勤講師の形で食育の授業に参加できる」とあるが、文部科学省よりこの内容を各学校に周知徹底し、民間栄養士の授業参加を積極的に推進してほしい。	食育における栄養教諭業務での民間栄養士への機会付与 今般、食育基本法が成立し、食品関連業者も食育の推進に取り組むよう記載されている。学校での食育の授業は栄養士の資格を有する公務員である栄養教諭が担当すると推察されるが、長年に亘って給食事業において栄養士が給食のみならず食材について深い知見をはぐくんできた。前回、「民間栄養士は特別非常勤講師の形で食育の授業に参加できる」とあるが、文部科学省よりこの内容を各学校に周知徹底し、民間栄養士の授業参加を積極的に推進してほしい。	前回、「民間栄養士は特別非常勤講師の形で食育の授業に参加できる」とあるが、文部科学省よりこの内容を各学校に周知徹底し、民間栄養士の授業参加を積極的に推進してほしい。	教育職員免許法第５条、附則１８項	

該当法令	制度の現状	措置の	措置の	措置の概要（対応策）	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	管理コード	所管省庁	要望事項（事項名）	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	クループ化	要望主体名	要望事項番号	要望種別（規制	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他（特記事項）
日本私立学校振興・共済事業団法第39条 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第23条	私学共済年金の年金資産は将来の年金給付のための積立金であることから、その運用にあたっては、これを安全確実かつ有利に確保することが必要であり、そのような観点から資産運用方法については法令で規定的に規定しているところである。このうち、自家運用できる有価証券は国債・地方債のほか、現在の事業団の運用体制等も考慮して、「日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令」で定めたものに限っている。	c	III	今回要望のあった信託受益権型の債権流動化商品については、事業団の現体制で自家運用するには、個々の商品特性が強（リスク分析等が困難であり、また、流動性が低いと考えられることなどから、年金資産の運用対象とすることは困難です。		所管省庁はまとして個運金額の変動リスク、流動性リスク、商品特性によるリスク分析の困難性などに着目して、対応不可と回答されているが、以下に掲げる事項を踏まえ、再度、検討することを求めたい。 1．個運金額の変動リスクについて 信託受益権型の債権流動化商品（以下「商品」）の中には、確かに繰上げ返済や借り換え等に伴い、毎月の個運金額が変動する商品（パス・スルー型）が存在する。 しかし、こうした形態の商品よりも、満期一括個運型（ハードブレッド型）や、予め個運期日を定めた分割個運型（コントロール・アモチゼーション型）など、個運金額の変動を伴わず、安定したキャッシュフローを予定する商品が数多く存在することから、信託受益権型の商品を投資対象として認め、個別の商品に関する投資の適否に関しては、運用ガイドラインで規定すれば、個運金額の変動リスクを回避することは可能である。 なお前掲したパス・スルー型商品は、信託受益権型のみに存在するものではなく、すでに投資対象として認められている社債型にもある。上記の各種の個運形態は、信託受益権型・社債型共通のものであることから、発行形態の相違（信託受益権型・社債型）によって、異なった扱いをすることは合理的ではない。 また、満期事故等による個運金額の不安定性に関しては、①幅広い投資家に受け入れられる観点から、高格付けを取得する部分（優先部分）には、商品を組成する際に格付機関から十分保守的なシミュレーションを要求されること、②一定期間以上の満期保有を入れ替え、継続的に投資家である貸付債権の品質を維持することなどにより、信用リスクの軽減を図るのが通常であり、指定格付け機関から、一定水準（例えばシングルA格）以上の格付けを取得している商品については、投資対象とすることを認めるべきである。 2．流動性リスクについて 流動性とは利ロトレーオフの関係にあり、流動性が低い場合は、それに見合った金利がプレミアムとして上乗せされることとなる。投資家は両者を勘案した上で、自らのポートフォリオを構築している。 自家運用については、特単の年金会計に鑑えて中長期的な観点からポートフォリオを組むことが通例であることから、一般的には、満期保有を前提とした運用形態が適しているといえる。こうした運用実態を踏まえつつ、投資の自由度を拡大する観点から、流動性より金利プレミアムを選好できるような選択肢の拡大を図るべきである。 3．リスク分析の困難性について 今回の要望では、貸付債権を原資とする流動化商品に限定して、投資対象とすることを求めている。当該商品は、 不動産や動産等を裏づけとしたものとは異なり、概ね簡素な元金や利金の支払い構造を有しており、一般にリスク分析 が困難であるとの指摘はあたらない。かかる観点から、信託受益権型の債権流動化商品を一律に排除すべきでなく、 リスク分析が比較的容易な商品については、投資対象として認めるべきである。	c	III	現在、私学事業団の年金資産の運用において投資可能な有価証券は、国債・地方債のほか安全確実なものとして「日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令」に列挙するものに限っています。私学事業団においては、これら関係法令を踏まえて資産運用に関する基本方針を定めており、自家運用に当たっては、国内債券を中心に発行体の信用力及び市場の流動性を考慮しながら長期的に有利な運用に努めることとしており、具体には、国債・地方債・政府保証債を中心に運用しているところです。 要望にございました「信託受益権型の債権流動化商品」はこれらの債券に比較し個々の商品特性が強く、私学事業団の現体制で自家運用するにはリスク分析が困難であり、また流動性にも劣ると判断されることから、自家運用の対象に加えたとしても、私学事業団で活用されることが想定できないため、措置の分類はc［全国規模で対応不可］としています。 なお、今後、私学事業団において、自家運用の対象として「信託受益権型の債権流動化商品」を含めるべきであると判断した場合には、自家運用の対象として検討していくことも考えられます。	z12025	総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省	共済年金等の自家運用にかかる運用規制の緩和［新規］	5144	5144096			(社)日本経済団体連合会	96	A	共済年金等の自家運用にかかる運用規制の緩和［新規］	共済年金等の自家運用の投資対象として、信託受益権型の債権流動化商品（貸付債権）を容認すべきである。	年金資金の自家運用においては、既に社債型の債権流動化商品が認められていることから、投資家保護の確立を前提に信託受益権型の債権流動化商品についても投資対象として認めるべきである。 信託受益権型は、従来の社債型に比べ、組成の手続等が簡便であることや、組成コストが安く、債権流動化マーケットの主流商品になりつつある。投資家層の拡大によって、債権流動化市場の活性化につながることが期待できる。	厚生年金法第136条の3、厚生年金基金令第39条の8 確定給付企業年金法第66条、同施行令第44条、同施行規則第76条 国家公務員共済組合法第35条の2、同施行令第3条の3、同施行規則第85条の2の3 地方公務員等共済組合法第25条、同施行令第16条 日本私立学校振興・共済事業団法第39条 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第23条	年金資金（国家公務員共済、地方公務員共済、私学共済、厚生年金基金、確定給付企業年金等）の運用については、委託・自家運用ともに、投資対象資産が限定列挙されている。このうち委託運用では、信託受益権型の債権流動化商品（貸付債権）が投資対象資産として認められているものの、自家運用では認められていない。